

昭和十二年度松山市歳入歳出決算書別冊ノ通收入役ヨリ提出ニ付之ヲ審査スルニ
收支命令ニ適合シ其ノ計算正確ナルモノト認ム

昭和十四年 三月三日

松山市長 清水勇三郎

昭和十二年度愛媛縣松山市歳入歳出決算書



二 城山外
保 存 基 金
収 入

一、七三三、六

一、七三三、六

一、七三三、六

一、七三三、六〇〇
一、七三三、六〇〇
一、七三三、六〇〇
一、七三三、六〇〇

七三三、六〇〇

歳入 財産ヨリ生スル收入

歲入

一金九拾八萬貳千參百九拾貳圓貳錢也

歲入決算高

歲出

一金五拾萬四千六百貳拾四圓拾八錢也

經常部決算高

一金參拾六萬貳百參拾壹圓五錢也

臨時部決算高

合計金八拾六萬四千八百五拾五圓貳拾參錢也

歲入出差引殘金拾壹萬七千五百參拾六圓七拾九錢也

翌年度へ繰越高

昭和十二年度愛媛縣松山市歳入歳出決算書

歲入

（備考欄説明ハ豫算ニ對スル收入又ハ支出ノ増減事由ナリトス）

[illegible]

[illegible]

[illegible]

科 目	款 項	決算額	種 目	豫算		繰越財源費	繰越財源費	現像	調定	收入	不納	未済額	増減	附 記	備 考
				當 初 額	追加正 額										
二縣稅徵收 交付金		一四、五七七〇七	國稅徵收 交付金	七、六九六	七、六九六	七、六九六〇〇八、七三〇四八、七三〇〇	一、〇三四〇四	國稅徵收額 二七、四六、六七ノ 百分ノ三 交付金八、一二、五〇 同納稅告知書 三八七通二錢 交付金 六二七、五四	徵收額及告知書數 共ニ多カリシニ由 ル						
		一四、 二六三		一四、 二六三											
		一四、 二六三		一四、 二六三											
		一四、 二六三		一四、 二六三											
水利組合 費徵收 交付金		二九九九	水組合利 徵收交付金	二〇	二〇	二九九九	九九九	徵收額七九、七五 ノ百分ノ四	徵收額多カリシニ 由ル						
		二〇		二〇											
		二〇		二〇											
		二〇		二〇											
農產物及 炭檢査 手数料徵 收交付金		一一一五五	農產物及 炭檢査手 收交付金	二九	二九	一一一五五	七三五五	徵收額二英、三 ノ百分ノ四	徵收額多カリシニ 由ル						
		二九		二九											
		二九		二九											
		二九		二九											
縣稅徵收 交付金		一四、 二六三	縣稅徵收 交付金	一四、 二六三	一四、 二六三	一四、 二六三〇〇	一四、 二六三〇〇	地租附加稅及特別 地稅徵收額 天、八三七、四ノ千分ノ七 交付金 四一、八六 同上外徵收額 三五、三〇ノ百分ノ四 交付金一四、一六五、二二	地租外徵收額多カ リシニ由ル						
		一四、 二六三		一四、 二六三											
		一四、 二六三		一四、 二六三											
		一四、 二六三		一四、 二六三											

[illegible]

科 目	決 算 額	種 目	決 算		決 算	現 額	調 定	入 額	不 納	未 入	明		附 記	考
			當 初 算 額	追 加 正 算 額		繰 越 財 源 費	繰 越 財 源 費	繰 越 財 源 費	繰 越 財 源 費	繰 越 財 源 費	繰 越 財 源 費	繰 越 財 源 費		
六國庫補助金	二、二八三九		三、二八三九	四、六五三	六、五三	六、五三	二、二八三九	二、二八三九			三、二八三九	三、二八三九		
一社會事業補助費	一〇、二八七一		一〇、二八七一	四、六五三	一四、九四	一四、九四	一〇、二八七一	一〇、二八七一			一四、九四	一四、九四		
二都市計畫補助費	〇		〇	二、〇〇〇	二、〇〇〇	二、〇〇〇	二、〇〇〇	二、〇〇〇			二、〇〇〇	二、〇〇〇		
三國寶建造補助費	二、〇〇〇		二、〇〇〇	二、〇〇〇	四、〇〇〇	四、〇〇〇	二、〇〇〇	二、〇〇〇			四、〇〇〇	四、〇〇〇		
一職業介紹補助費	四一〇		四一〇	四一〇	八二〇	八二〇	四一〇	四一〇			八二〇	八二〇		
二救護補助費	九七七		九七七	九七七	一、八七四	一、八七四	九七七	九七七			一、八七四	一、八七四		
三保護費補助	四六六		四六六	四六六	九三二	九三二	四六六	四六六			九三二	九三二		
一都市計畫補助費	二、〇〇〇		二、〇〇〇	二、〇〇〇	四、〇〇〇	四、〇〇〇	二、〇〇〇	二、〇〇〇			四、〇〇〇	四、〇〇〇		
二國寶建造補助費	二、〇〇〇		二、〇〇〇	二、〇〇〇	四、〇〇〇	四、〇〇〇	二、〇〇〇	二、〇〇〇			四、〇〇〇	四、〇〇〇		
三國寶建造補助費	二、〇〇〇		二、〇〇〇	二、〇〇〇	四、〇〇〇	四、〇〇〇	二、〇〇〇	二、〇〇〇			四、〇〇〇	四、〇〇〇		
一國寶建造補助費	二、〇〇〇		二、〇〇〇	二、〇〇〇	四、〇〇〇	四、〇〇〇	二、〇〇〇	二、〇〇〇			四、〇〇〇	四、〇〇〇		

七縣補助金	一三、三八三七		二六、三八三七	四、〇二〇	三〇、八〇七	三〇、八〇七	一三、三八三七	一三、三八三七			三〇、八〇七	三〇、八〇七		
一衛生補助費	二、一七三四		二、一七三四	二、一七三四	四、三四七	四、三四七	二、一七三四	二、一七三四			四、三四七	四、三四七		
二教育補助費	四、六五七〇		四、六五七〇	四、六五七〇	九、三二七	九、三二七	四、六五七〇	四、六五七〇			九、三二七	九、三二七		
一傳染病補助費	一、八〇八		一、八〇八	一、八〇八	三、六一六	三、六一六	一、八〇八	一、八〇八			三、六一六	三、六一六		
二青年學校補助費	三、一七		三、一七	三、一七	六、三四	六、三四	三、一七	三、一七			六、三四	六、三四		
三給食補助費	一、四五〇		一、四五〇	一、四五〇	三、七〇九	三、七〇九	一、四五〇	一、四五〇			三、七〇九	三、七〇九		
一社會事業補助費	五、一六三六		五、一六三六	五、一六三六	一〇、三二七	一〇、三二七	五、一六三六	五、一六三六			一〇、三二七	一〇、三二七		
一職業介紹補助費	二〇〇		二〇〇	二〇〇	四〇〇	四〇〇	二〇〇	二〇〇			四〇〇	四〇〇		
二救護補助費	四、八八八		四、八八八	四、八八八	九、七七六	九、七七六	四、八八八	四、八八八			九、七七六	九、七七六		
一國寶建造補助費	二、〇〇〇		二、〇〇〇	二、〇〇〇	四、〇〇〇	四、〇〇〇	二、〇〇〇	二、〇〇〇			四、〇〇〇	四、〇〇〇		
二國寶建造補助費	二、〇〇〇		二、〇〇〇	二、〇〇〇	四、〇〇〇	四、〇〇〇	二、〇〇〇	二、〇〇〇			四、〇〇〇	四、〇〇〇		
三國寶建造補助費	二、〇〇〇		二、〇〇〇	二、〇〇〇	四、〇〇〇	四、〇〇〇	二、〇〇〇	二、〇〇〇			四、〇〇〇	四、〇〇〇		
一國寶建造補助費	二、〇〇〇		二、〇〇〇	二、〇〇〇	四、〇〇〇	四、〇〇〇	二、〇〇〇	二、〇〇〇			四、〇〇〇	四、〇〇〇		

[illegible]

一物件 代金	三、三七〇・二九	一〇〇一、〇〇一、一〇〇	一、一〇〇〇〇・三、三七〇・二九	二、 二七〇・二九	物件賣拂代 五二、三七 元市廳舍賣拂代 二、二九、〇二 松山城工事仮設 物賣拂代六九、九〇	豫定外ノ收入アリ シニ由ル
二土地 拂代金	一七九・〇〇	三二、 三二、 九〇〇 九〇〇	三二、 九〇〇〇〇 一七九・〇〇 一七九・〇〇	三二、 七二〇・一〇		
一土地 拂代金	三二、 三二、 九〇〇 九〇〇	三二、 九〇〇〇〇 一七九・〇〇 一七九・〇〇	三二、 九〇〇〇〇 一七九・〇〇 一七九・〇〇	三二、 七二〇・一〇	此花町及北持田 ノ土地並ニ廢溝 廢道地賣却	元市廳舍及元圖書 館跡地ヲ賣却スル ニ至ラザリシニ由 ル
九貸 付金 收金	一、七六二・〇〇	一、七六二	一、七六二・〇〇一、七六二・〇〇一、七六二・〇〇			
一元金 回收	一、五〇〇・〇〇	一、五〇〇	一、五〇〇〇〇一、五〇〇〇〇一、五〇〇〇〇			
一元 收金	一、五〇〇	一、五〇〇	一、五〇〇〇〇一、五〇〇〇〇一、五〇〇〇〇			
二利子 收入	二六二・〇〇	二六二	二六二・〇〇二六二・〇〇二六二・〇〇			
二利 入子	二六二	二六二	二六二・〇〇二六二・〇〇二六二・〇〇			
歳入 財產賣拂代 貸付金回收 繰越金 雜收入						

[illegible][illegible]

科 目	款 項	決算額	種 目	豫 算		計 額	繰 越 財 源 額	現 豫 算 額	調 定 額	收 入 額	不 納 損 額	未 済 額	豫 算 現 額 ニ 比 シ		附 記	備 考
				當 初 額	追加 修正 額											
三 電 柱 稅	三 附 加 稅	九、六三	九、六三	九、六三	〇三	〇三							本 稅 額 増 加 シ タ ル ニ 由 ル			
				繰 越 ア リ シ モ 本 稅 額 増 加 シ タ ル ニ 由 ル												
四 犬 附 加 稅	四 附 加 稅	一七〇	一七〇	一七〇〇〇	三二四五	二九八五						一六〇〇	二八五			
				繰 越 ア リ シ モ 本 稅 額 増 加 シ タ ル ニ 由 ル												
五 狩 獵 稅	五 附 加 稅	一一三	一一三	一一〇〇	一一五〇	一〇〇〇						一〇五〇	二〇〇			
				本 稅 額 少 ナ カ リ シ ト 繰 越 ア リ タ ル ニ 由 ル												
六 屠 畜 稅	六 附 加 稅	三、四八四 △六二〇、八七四	二、八七四〇〇三、四七九四三	六〇五四三									本 稅 増 加 シ タ ル ニ 由 ル			
				繰 越												
七 不 動 產 取 得 稅	七 附 加 稅	三、六六五	三、六六五	六六五〇〇	八六一三	五二七六						三、四八四七	一、一五二四			
				本 稅 額 少 ナ カ リ シ ト 繰 越 ア リ タ ル ニ 由 ル												
八 漁 業 稅	八 附 加 稅	一、〇四一 △五二〇	五二	五二〇〇	五九八六	五七三六						二、二〇〇	五二六			
				繰 越 ア リ シ モ 本 稅 額 増 加 シ タ ル ニ 由 ル												
九 藝 妓 稅	九 附 加 稅	七、一八六	七、一八六	七、一八六〇〇八、八二五七、一四七〇三	六九二〇二	九八三五〇						三、八九八				
				繰 越 ア リ シ モ 本 稅 額 増 加 シ タ ル ニ 由 ル												
藝妓稅 六、九七九、四四 給仕人稅 一六七、五六 本 稅 額 増 加 シ タ ル ニ 由 ル 繰 越 九、三、〇〇 繰 越 三、〇〇〇 繰 越 二、二〇〇 繰 越 五二六 繰 越 三、八九八																

[illegible]

科 目	決 算 額	種 目	像 算		決 算 額	現 像 額	調 定 額	收 入 額	不 損 額	未 收 入 額	附 記	備 考
			當 初 額	追加 更正 額								
一市債	〇	一市債	二〇九、〇〇〇	〇	二〇九、〇〇〇	二〇九、〇〇〇	二〇九、〇〇〇	二〇九、〇〇〇	〇	〇	傳染病院増築費ニ充當	事業ヲナサザリシモノアリシニ由ル
一負擔益金者	〇	一負擔益金者	五、一〇〇	〇	五、一〇〇	五、一〇〇	五、一〇〇	五、一〇〇	〇	〇	都市計畫道路橋梁事業受益者負擔金ニ充當	事業ヲナサザリシニ由ル
一負擔益金者	〇	一負擔益金者	五、一〇〇	〇	五、一〇〇	五、一〇〇	五、一〇〇	五、一〇〇	〇	〇	都市計畫道路橋梁事業受益者負擔金ニ充當	事業ヲナサザリシニ由ル
一道路費指	二、三〇一、三三	一道路費指	四七五、一九八、四七三	〇	二、三〇一、三三	二、三〇一、三三	二、三〇一、三三	二、三〇一、三三	〇	〇	南夷子町線擴築費ニ寄附	共ニ豫定額ニ達セザリシニ由ル
一寄附金	二、三五一、三三	一寄附金	四七五、一九八、四七三	〇	二、三五一、三三	二、三五一、三三	二、三五一、三三	二、三五一、三三	〇	〇	道路舗装費寄附	共ニ豫定額ニ達セザリシニ由ル

二學事附費	五〇〇〇	一學事附費	五〇	五〇	五〇〇〇	五〇〇〇	五〇〇〇	五〇〇〇	〇	〇	兒童給食費寄附	
二六財政補給金	二、三三三、〇〇	一財政補給金	二、三三三、〇〇	〇	二、三三三、〇〇	二、三三三、〇〇	二、三三三、〇〇	二、三三三、〇〇	〇	〇	財政補給金	
歳入合計	二、三三三、〇〇	歳入合計	二、三三三、〇〇	〇	二、三三三、〇〇	二、三三三、〇〇	二、三三三、〇〇	二、三三三、〇〇	〇	〇		

說
明

歲出 神社費 會議費

科目	款項	決算額	種目	豫算額	追加更正額	計額	後算決定額	増減額	現算額	支額	不用額	附記	備考
一費用辨償		三、五、三四四	市會議一員費用辨償	三、〇、一三		四、三、三五			四、三、五〇〇	三、五、三四四	七六一、五	市會議長 市會議副議長 市會議員 市調查委員 市參事會 臨時出納検査立會	市會議員ニ缺員アリ 市調查委員會日數 少ナカリシトニ由ル
二雜給		一四、二、七五	市參事會二會員費用辨償	一、三、二二		一、三、二二			一、三、二二〇〇	一、三、二二〇〇	四七、三		市會開會日數少ナカリシニヨリ手當及賄料ノ所要少ナカリシニ由ル
三需用費		六、三、三三	一手當及賄料	一、八、九		一、八、九			一、八、九〇〇	一、四、二、七五	四七、二五	書記手當 給仕使丁賄料	一、三、五、〇〇 六、七、五
			一備品費	三、〇		三、〇			六、六、二、四〇	六、三、五、三三	二七、〇七	器具費	二、三、七、二
			二消耗費	二、〇、三		二、〇、三			一、六、八、二三	一、五、〇、六一	一七、六、二	筆紙墨代 電力費 雜品代	九、〇、二、八 五、〇、〇 八、三、三
			三印刷費	一、二、四		一、二、四			一、一、四、〇〇	一、〇、四、五五	九、四、五	印刷諸費	一、〇、四、五五

諸雜費 議員徽章費 五七、九七 二〇八、四八	第二目ヨリ流用	主事年俸 五、七五九、八六 視學年俸 一、五九九、九六 技師年俸 一、九九九、九三 書記、書記補月俸 三、八三三、二三 技手、技手補月俸 五、三二一、〇八 掃除監視吏員月俸 二、四五一、〇二 土木巡視月俸 一、三五一、二二 臨時雇給 二、四三三、五四	二役 所費 三三、二〇七、八四	一給 料 六、三九六、二二	一給市料長 三、〇〇〇	二給助料役 二、二〇〇	三給収入役 一、五〇〇	四事務員料 五、四一、九八 一、九六〇、五六、一五八	四雜費 二六三 二六三 二六三 三四五 二六六、四五 二六六、四五 八六三、三八
第四目ヨリ流用 更迭ノタメ支出多カリシニ由ル	第二目ヘ流用 雇員給及臨時雇給ノ支出ヲ要セシモ書記補給並ニ土木巡視給ノ支出少ナカリシニ由ル		二、八六〇、二二	六〇、八九八 一、九六〇、六二、八九八	三、〇〇〇 三、〇〇〇	二、二〇〇 二、二〇〇	一、五〇〇 一、五〇〇		二、八六〇、二二
			二、二四二、七三 二、二四二、七三	六二、八九〇〇 六二、三九六、二二	三、〇〇〇〇〇 三、〇〇〇〇〇	二、二四二、七三 二、二四二、七三	一、五〇〇〇〇 一、五〇〇〇〇	△四二七三 五、一五二、七 五、六五三、四八 四六二、七九	二、二六六、四五 二、二六六、四五

科目	款項	決算額	種目	豫算		計額	決算		現豫	濟支	不用額	附記	備考
				當額	初追加更正額		後追加額	後減額					
二雜	給	二〇、九三、九	一給訓導料	二四、四八	二七、二四	二七、二四			二七、二四	二七、二四		教員及專科正教員共ニシテ休職教員給少ナカリシトニ由ル	
二雜	給	二〇、九三、九	二旅費	一、一五二	一、一五二	一、一五二			一、一五二	一、一五二		學事視察旅費ハ多カリシモ赴任旅費ヲ要セザリシト其他ノ出張旅費亦少ナカリシニ由ル	
			二使丁給	八、八六八	三、五二	九、二〇〇			九、二〇〇	九、〇五三	一六六	使丁日給ハ八、八六八、九三ニ達セザリシニ由ル	
			三手當及賞與	九、六七二	九、三八二	一〇、六二〇			一〇、六二〇	一〇、五九七	五〇三	學校醫年報酬一、六六、九同齒科醫年報酬一、六〇、九受講手當五、〇〇〇水泳手當及慰勞金五、〇〇〇賄料教員四、三、五五賞與教員四、三、五五退職教員慰勞金九、七、〇〇	
			四退給與金			一一、〇〇一			一一、〇〇一	一一、〇〇一		主トシテ受講手當及使リシニ由ル	

三需用費	一五、六六、二〇	一六、六八四	二六、三六、九六七	一六、九六七〇〇	一五、六六、二〇	一、二六、〇九〇							
一備品費	六、四三三	二八三	六、七〇六	五、八一四	六、七〇六	八、九四〇六							
二品消費耗	五、〇四二	五、〇四二	五、〇四二	四、九八七三	五、〇四二	五、三二七							
三運搬信	七九〇	七九〇	七九〇	七九〇	七九〇	七六〇							
四雜費	四、四二九	四、四二九	四、四二九	四、四二九	四、四二九	三、五九七							
一修繕費	四、二六〇	四、二六〇	四、二六〇	三、八八五四六	四、二六〇	三七四五四							
四修繕費	三、八八五四六	三、八八五四六	三、八八五四六	三、八八五四六	三、八八五四六	三七四五四							
指定小破修繕費													

歳出 小學校費 青年學校費

科 目	決 算 額	種 目	豫 算 額	初 次 追加更正額	計 額	後 算 決定額	増 減 額	現 算 額	支 出 額	不 用 額	附 記	備 考
六青年學校費	三、三六二		三、三八八	二五、九三	三、三六二			三、三六二	三、三六二	五、六九八		
一給料	九、九九五〇		一〇、〇六四	一〇、〇六四	一〇、〇六四			一〇、〇六四	九、九九五〇	七、四五〇	校長年俸一、四七、〇〇 專任教員月俸八、五九、五〇	專任教員給豫定額ニ達セザリシニ由ル
二雜給	八、四五一〇		八、六九五	二五、八七〇	八、四五一〇			八、四五一〇	八、四五一〇	二、六七九〇	專任指導員月手當一、二七、九〇 教員月手當二、五七、九〇 武道教師月手當三、〇〇、〇〇 指導員月手當二、七二、二四	主トシテ專任指導員欠員アリシニ由ル
		一教員當員	六、九六五	六、九六五	六、九六五			六、九六五	六、七八一	二、三六二		
		二旅費	二六六	二六六	二六六			二六六	二六六	一、〇〇〇		
		三使丁給	八三二	二五、八五六	八、四五一〇			八、四五一〇	八、四五一〇	一、三六六	使丁日給六二〇、七四 使丁月手當三三、〇〇 臨時使丁日給二、八〇	主トシテ臨時使丁ノ備入日數少ナカリシニ由ル

三需用費	四、八四二八	四手當	六三三	五、〇六四	一、二四二	一、九九〇	一〇五	二、〇〇〇	八二、〇〇〇	筆紙墨代、薪炭油茶代ハ多カリシモ其他各費ノ所要少ナカリシニ由ル	各費ノ所要少ナカリシニ由ル	學校醫年報酬一五〇、〇〇 受講手當四二、〇〇〇 賄料七三、〇〇〇 賞與使丁長教員六六、〇〇〇 賞與使丁一九、〇〇〇
一備品費	一、二四二	二消耗	一、九九〇	一、二四二	一、九九〇〇〇	一、九一〇六二	七九三八	薪炭油茶代二五、〇七 雜品代七、三〇 印刷費二、三二 電燈費一、三六、九六	通信運搬費	圖書費	器具機械費	六五、九三 一、〇五、一一
二運搬信	一〇五	四雜費	一、七二七	一、七二七	一、七二七〇〇	一、六五七六二	六九三八	生徒奨勵費一五九、七三 訓練服補給費七三、五〇 學校園費九、九〇 清潔法施行費四九、二〇 査閱費一三、二二 生徒夜營費三、五〇 動力費四、〇〇 電燈設備費八〇、三三 諸雜費	生徒奨勵費	訓練服補給費及諸雜費ハ多カリシモ清潔シト其他各費ノ所要少ナカリシニ由ル		
四修繕費	三三二四		五五	五五	五五〇〇	三三二四	二二六六					

科 目	款 項	決算額	種 目	豫算		計 額	豫算決定後増加額		増減額	現 象 額	支 出 額	不 用 額	附 記	備 考
				當 初 豫 算 額	追 加 更 正 額		後 増 加 額	流 入 額						
一雜	給	一、七五〇				一、二八				一、二八〇〇	一、〇七五〇	五二六〇		第二目へ四、五〇 第三目へ四、四〇 主トシテ臨時醫師ノ手 當少ナカリシニ由ル
	一手當			一九六		一九六			△ 八五九〇	一一一〇	五七五〇	五六〇	豫防吏員出張手當 五、五〇〇 臨時醫師手當 六、〇〇〇	
	二雇人料			六〇		六〇			四〇〇〇	一〇〇五〇	一〇〇五〇		臨時雇日給 一〇〇、五〇	第一目ヨリ流入 臨時雇傭人日數多カ リシニ由ル
	三人夫給			八七三		八七三			四五四〇	九一七四〇	九一七四〇		消毒及患者收容人夫 六九、四〇〇 採便人夫 一七、〇〇〇 種痘用其他人夫給 四七、〇〇〇	第一目ヨリ流入 種痘用人夫ノ傭入ハ 少ナカリシモ患者多 カリシニヨリ其他ノ 人夫賃増加シタルニ 由ル
二需用費		三三〇一一		三三二		三三二		二八〇一		三三〇〇一	三三〇一一	九八〇		
	一備品費			九		九		七五八		一六五八	一六五八		器具費	
	二消耗費			二八二		二八二		二〇四三		二〇一四三	三〇一四三		藥品代 印刷費 薪炭茶代 雜品代	二三、四四 三五、五九 三、九七 三〇、四三 ニ由ル
	三雜費			二三		二三				一一一〇〇	一一一〇	九八〇	宣傳費其他雜費	

[illegible]

科目	款項	決算		算		決		算		明	
		決算額	種目	豫算額	追加更正額	計額	後算決定額	増減額	現額	支額	附記
	一備品費	四三三				四三三		△一七〇六	三五九四	三〇五〇	第二目へ流用 所要少ナカリシニ由ル
	二品費	二、四七七				二、四七七		一七〇六	三、六七三九	三、六七三九	第一目ヨリ流用 動力費ハ少ナカリシ モ患者多カリシニ由ル リ藥品代其他各費ノ 所要多カリシニ由ル
	三賄料	三、七五七				三、七五七			四、五三七一	四、五三七一	使役人食費 附添人食費 患者食費 小大 一、六九、六八 三六、六八
	四被服費	四				四			四〇〇	三八〇	電話使用料 一八二、五
	五電話費	一八三				一八三			一八三〇〇	一八二、五	公費患者水代 同送葬費 諸雜費 三五七、七五 九、九〇 三二、七二
	六雜費	三七七				三七七			四〇七〇〇	四〇〇三六	指定及小破修繕費 修繕個所多カリシニ由ル
	四修繕費	三九五五九				三九五五九			三九五五九	三九五五九	
	一修繕費	三七七				三七七			三九五五九	三九五五九	

汚物掃除費	一八、〇五八六	一八、五二一	一八、五二一	一八、〇五八六	四五七二四						
一難給	一六、六四二七	一六、八〇六	一六、八〇六	一六、六四二七	一六三九三						第二目ヨリ流用 備入日數多カリシニ由ル
											汚物掃除人夫日給 三二、四、〇七 同馬持人夫日給 一八、五、〇〇 夜勤手当 臨時掃除人夫日給 九七五、〇〇
											清潔法施行用臨時雇 第二目ヨリ流用 備入日數多カリシニ由ル
											汚物掃除人夫日給 三二、四、〇七 同馬持人夫日給 一八、五、〇〇 夜勤手当 臨時掃除人夫日給 九七五、〇〇
											常設人夫賞與
二需用費	一、二六〇一	一、五四	一、五四	一、二六〇一	二八七九九						器具費 所要少ナカリシニ由ル
一備品費	六四二	六四二	六四二	六四二	一八六九一						防臭及殺虫劑 薪炭油茶代 印刷費 電燈料 却場代 動力代 四〇、三 一四、七 八五、四 四八、〇 九八、六 三六、二
二品費	五七九	五七九	五七九	五七九	七三四四						印刷費ノ所要ハ多カ リシモ其他各費ノ少 ナカリシニ由ル

[illegible]

科目	款項	決算額	種目	豫算		計額	後算決定額	増減額	現象額	支出額	不用額	附記	備考
				當算額	追加更正額								
	二品消費	一六	二六	六〇八五	三三三	二五五八	二五五八					藥品代 筆紙墨代 薪炭油茶代 雜品代 動力料	第五目ヨリ流用 藥品代ハ要セザリシ モ主トシテ薪炭代多 額ヲ要セシニ由ル
	三被服費	四	四						四〇〇	三八〇	二〇	人夫用	
	四電話費	八二	八二			八二〇〇	八二〇〇					電話使用料	
	五雜費	七〇	七〇			三六六七	三五〇〇	一六七				汚物取除其他雜費 屠畜供養費	第二目へ流用 供養費ノ支出ヲ要セ ザリシニ由ル
	三修繕費	九七	九七	二五五〇		一二二五〇	一二二五〇					指定小破修繕費	修繕個所多カリシニ 由ル
	一修繕費	九七	九七	二五五〇		一二二五〇	一二二五〇						
	三墓地費	二六二	二六二			二六二〇〇	二六二〇〇						
	一雜給	一三三	一三三			一三三〇〇	一三三〇〇						

歲出	墓地費	火葬場費	公園費																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
----	-----	------	-----	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

科 目	決 算 額	種 目	豫 算		計 額	決 算		現 象 額	支 出 額	不 用 額	附 記	備 考
			當 算 額	初 追 加 更 正 額		後 増 加 額	減 額					
二品 費耗	六九〇	二品 費耗	六九〇		六九〇	二〇八六	二〇八五	九九四六	九九四六		筆紙墨代 薪炭油茶代 雜品代 電燈料	第一目ヨリ流用 主トシテ薪代ノ所要 多カリシニ由ル
三被服費	七	三被服費	七		七	六〇		七六〇	七六〇		焚大及掃除夫用	
四電話費	八二	四電話費	八二		八二			八二〇〇	八二〇〇		電話使用料	
三修繕費	一四六八三	一修繕費	一四二		一四三	四八三		一四六八三	一四六八三		指定及小破修繕費	
一五公 園費	五、八七六〇七		五、九三三		五、九三三	四三七八		五、九七六七八	五、八七六〇七	一〇〇七一		
一雜 給	三、二五二四		三、二九〇		三、二九〇			三、二九〇〇〇	三、二五二四	五三七六		
		一雇人料	三、一八八		三、一八八			三、一八〇〇	三、一四二四	五三七六	監守給 園丁月給 臨時人夫日給	監守及園丁給共ニ平 均給豫定ニ達セザリ シト臨時人夫ノ備入 ヲ要セザリシニ由ル
		二賞 與	一〇一		一〇一			一〇一〇〇	一〇一〇〇	一〇〇	監守園丁賞與	

二需用費	一、九二八八二	一備品費	一一二		一一一	△五七三		一一五三八	一二四二二	一一七	器具費	第二目ヘ流用 備品ノ所要少ナカリ シニ由ル
		二品 費耗	一一三		一一三	五七三		一一三七八	一一三七八		筆紙墨代 薪炭油茶代 印刷費 電燈料	第一目ヨリ流用
		三被服費	一一		一一	七六		一一七六	一一七六		園丁用被服代	
		四電話費	一六四		一六四			一六四〇〇	一六四〇〇		電話使用料	
		五オ ラ 費ヂ	四六		四六			四六〇〇	二七七〇	一八三〇	電力費其他	雜費ノ所要少ナカリ シニ由ル
		六雜 費	四八〇		四八〇			四八〇〇〇	四六三四二	一六五八	樹木補植及手入費 雜草刈取及清掃費 撒水費其他	撒水其他ノ費用ハ多 カリシモ雜草刈取費 ノ所要少ナカリシニ 由ル
三修繕費	七三〇一	一修繕費	六七九		六七九	四三〇一		七三〇一	七三〇一		指定及小破修繕費	修繕個所多カリシニ 由ル

科目	款項	決算額	種目	豫算		計額	豫算決定後増加額	増減額	現豫算額	支用額	不用額	附記	備考
				當初追加更正	豫算額								
六	勸業諸費	八、六八五・六七		一〇、一三三	一〇、一三三				一〇、一三三・〇〇	八、六八五・六七	一、四六三・三三		
一	害虫驅除費	一一〇・〇〇	害虫驅除費	一五〇	一五〇				一五〇・〇〇	一一〇・〇〇	三〇・〇〇	委員手當 雜費	雜費ヲ要セザリシニ由ル
二	講話費	六二・四七	講話費	一四二	一四二				一四二・〇〇	六二・四七	七九・五三	講師報酬旅費 雜費	講師ニ對スル所要少ナカリシト亦雜費ノ減少シタルニ由ル
三	獎勵費	五、六五二・一九	一獎勵費	六、二七〇	六、二七〇				六、二七〇・〇〇	五、六五二・一九	六二・八八二	博覽會共進會出品獎勵費 貿易獎勵費 主要生產品宣傳即賣會費 商工振興費 工藝獎勵費 産業調査費 農事獎勵費 獎勵規定ニヨル獎勵費	博覽會共進會出品獎勵費貿易獎勵費主要生產品宣傳即賣會費商工振興費工藝獎勵費産業調査費農事獎勵費獎勵規定ニヨル獎勵費ニ由ル

四觀光費	一、三九五	一、七三	一、七三	一、七二〇〇	一、三九五八	四五二二	案內人費 觀光協會助成費 勝地保存助成費 品獎勵費 セザリシト案內人費 要
一觀光費	一、七三	一、七三	一、七三	一、七二〇〇	一、三九五八	四五二二	勝地保存助成費 品獎勵費 セザリシト案內人費 要
五取量衡費	二八三三	五三四	五三四	五三四〇〇	二八三六三	二五〇三七	人夫賃 消耗品費 宣傳費 備品費 印刷費 雜費
一取量衡費	五三四	五三四	五三四	五三四〇〇	二八三六三	二五〇三七	人夫賃ハ多カリシモ 他ノ各費ノ所要少ナ カリシニ由ル
六統査費計	一、二四八八〇	一、二六〇	一、二六〇	一、二六〇〇〇	一、二四八八〇	一一二〇	調查員月俸 調查員年手當 旅費 調查員賞與 臨時雇日給 米生産調査員手當 雜費
一農林商 工統計 調查費	一、二六〇	一、二六〇	一、二六〇	一、二六〇〇〇	一、二四八八〇	一一二〇	調查員月俸 調查員年手當 旅費 調查員賞與 臨時雇日給 米生産調査員手當 雜費
七豫防疫	四	四	四	四〇〇	四	四〇〇	雜費
歲出 勸業諸費 社會事業費							

科目	款項	決算額	種目	當算額	初追加更正額	計額	後算決定額	増減額	現像額	濟支額	不用額	附記	備考
一七社會事業費	三七、七八三		一 獸防疫費	四		四			四〇〇	三七、七八三	四、二六八	消毒人夫日給	
一市場費	七四九〇三			七七一		七七一			七七一	七四九〇三	二九七		
			一 雜給	五四		五四			五四〇〇	五四〇〇		掃除囑托手當	
			二 需用費	六六		六六			六六〇〇	六四一五	二八五	備品費 消耗品費 印刷費 電燈費 借地借家料	備品、消耗品費ヲ要 セザリシト印刷費及 電燈料ノ所要少ナカ リシニ由ル
			三 修繕費	九一		九一			九一〇〇	九〇八八	一二	指定及小破修繕費	
二住宅費	二、八〇七〇			二、九四六		二、九四六			二、九四六〇〇	二、八〇七〇	一三五〇	動力管理入月手當 大工月手當 管理人月手當	四八、〇〇〇 五三、九三三 二〇、〇〇〇
			一 雜給	六七二		六七二			六七二〇〇	六七一三	〇七		

三職業所費	三、〇六四一九		二 需用費	七四〇		七四〇			七四〇〇〇	六四六四	八三五	備品費 消耗品費 動力使用料 火災保險料 印刷費 消青費	主トシテ備品費ヲ要 セザリシト消耗品及 消毒費ノ所要少ナカ リシニ由ル
			三 修繕費	一、五四四		一、五四四			一、五四四〇〇	一、四九三二	五九	指定及小破修繕費	修繕個所少ナカリシ 由ル
			一 給料	一二七二		一二七二			一二七二〇〇〇	一二五四五七	一七四三	書記月俸	平均給ニ達セザリシ ニ由ル
			二 雜給	八三二		八三二			一、二二二二	一、二二二二		雇員月給 委員手當 旅費 書記雇賞與 使丁給	四七三、〇三三 三三、〇〇〇 三三、〇〇〇 六二、六六八 三二、八七六
			三 需用費	五四五		五四五			五九四二八	五九四二八		備品費 消耗品費 印刷費 通信費 宣傳費 雜費	二八、七五 九二、三六 六五、四三 一六、六〇 一七、〇〇〇 五、一五
			四 修繕費	一七		一七			一七〇〇	四二二	一二八	指定及小破修繕費	主トシテ消耗品及宣 傳費ノ支出多カリシ ニ由ル
四教化費	一、二六三六七			一、五〇八		一、五〇八			一、五〇八〇〇	一、二六三六七	二四三三		修繕個所少ナカリシ ニ由ル

[illegible][illegible]

科 目	決 算 額	種 目	決 算		計 額	決 算		現 象	支 出	不 用 額	附 記	備 考
			當 初	追加更正		後 算	増減額					
款 項	決 算 額	種 目	當 初	追加更正	計 額	後 算	増減額	現 象	支 出	不 用 額	附 記	備 考
二需用費	三、〇三三・五	二慰勞及 慰勞金	四・六		四・六			四・六	三、〇三三・五	二〇〇	常備員賞與 其他組員慰勞金 一六、〇〇 一〇〇、〇〇	常備員賞與豫定額ヲ 要セザリシニ由ル
		一備品費	一、七六八		一、七六八		△ 三三六	一、七六八	一、四九一・九	三八七・七	器具費	第二目へ流用 シニ由ル
		二消耗 費	五・七		五・七		三六四	五八八・四	五八八・四		薪炭油茶代 雜品代 電燈料 四三、六五 五、〇六 六八、九三	第一目ヨリ流用 主トシテ薪炭及雜品 ノ所要多カリシニ由 ル
		三被服費	三八二		三八二			三八二〇〇	二九二・二	八九五・八	被服諸費	新調ヲ要セザルモノ アリシニ由ル
		四雜費	六・三		六・三			七三三・〇	七三三・〇		出初式費 防火宣傳費 諸雜費 四八、五〇 二九、〇〇 二八、〇〇	防火宣傳費及諸雜費 ハ少ナカリシモ出初 式ヲ毎年四月ニ舉行 シ居リシヲ本年度ハ 前年四月及翌年三月 ニ舉行セシ關係上其 費用多カリシニ由ル
三修繕費	一七〇・三	一修繕費	二四二		二四二			二四二〇〇	一七〇・三	七二・七	指定及小破修繕費	修繕個所少ナカリシ ニ由ル

一八ノ二防空費	九七二・二	一防空諸費	九七二・二		一、〇〇〇			一、〇〇〇	九七二・二	七二・九		
一九基本財産 造成費	四、一八三・二	一諸防 費空	一、〇〇〇		一、〇〇〇			一、〇〇〇	九七二・二	七二・九	防護團八團へ交付 器具費 發煙筒費 宣傳印刷消耗品費 三九五、〇〇 二二、三四 一〇〇、〇〇 二四、五二 九六、三五	器具費ハ多カリシモ 印刷物、消耗品及雜 費ノ所要少ナカリシ ニ由ル
一校基本小學 產造成	二、三六四・五	一尋常小 學校基 本財産 造成	二、三六六		二、三五六			二、三六四・五	二、三六四・五		蓄積金	
二城山外 保存基金 造成	一、七三七・六	一城山外 保存基 金造成	一、七七三		一、七七三			一、七三七・六	一、七三七・六		蓄積金	
二〇財 產 費	二二四九・三		一六六		一六六			二二四九・三	二二四九・三			
歳出 防空費 基本財産造成費 財産費 諸税及負擔 雜支出												

科 目	決 算 額	種 目	當 初 算 額	後 算 額	決 算 額	現 算 額	支 出 額	不 用 額	附 記	備 考
三諸稅及負擔	二九一八四	一修繕費	一四二	六七八	二四九三	二四九三	二四九三		松山幼稚園修繕費 巡査駐在所修繕費 舊市廳舍修繕費 六、八八 二六、五	廳舍移轉ニヨリ舊廳 舍番人費ヲ要セシム ヨリ諸雜費ノ支出多 カリシニ由ル
一諸稅	二二七四	二雜費	二五	四二五	六七一五	六七一五	六七一五		御幸山番人手當 諸雜費 九、〇〇 五、一五	
二負擔	六四〇〇	一負擔	六四		六四〇〇	六四〇〇	六四〇〇		市町村組合負擔	
三雜支出	九、九五三三	一諸稅	一五七	七〇八四	二二七八四	二二七八四	二二七八四		市有地租 同縣稅地租附加稅 同町村稅附加稅 九、五、九 一三、六三 〇、三三	有租地多カリシニ由 ル

一處滯分費納	〇	一處滯分費納	三三〇	三三〇	三三〇〇〇	三三〇〇〇	三三〇〇〇	三三〇〇〇	人夫給 荷車借貸 〇〇	物件引揚ゲヲ要スル モノナカリシニ由ル
二諸會費及	一、〇〇〇八〇	一及視 會費 諸費	一、二二七	一、二二七	一、二二七〇〇	一、二二七〇〇	一、〇〇〇八〇	二六二〇	全國及中四國市會議長 會費(旅費共)一三、四、三〇 市會議員他市視察費 四九、〇〇 全國及中四國市長會 費 二〇〇、〇〇 各種研究會費 六〇、五〇 水道協會費 一六、〇〇	水道協會費ヲ要シタ ルモ各費ノ所 要少ナ カリシニ由ル
三選舉費員	三、四七九七二	一雜給	二、八五八	二、八五八	二、八五八〇〇	二、八五八〇〇	二、六七、七五	一八七三五	雇員月給 臨時雇日給 人夫日給 雇員賞與 選舉立會人費用 一、七、三、五五 六五〇、〇〇 九七、二〇 三三、〇〇 六、〇〇	臨時雇備入日數ハ多 カリシモ他ノ各費ニ 於テ少ナカリシニ由 ル
四公告費	九〇〇〇	二需用費	八四四	八四四	八四四〇〇	八四四〇〇	八八八九六	三五〇四	備品費 消耗品費 雜費 五、二〇 四四、八五 三〇八、九一	備品費ハ多カリシモ 消耗品費及雜費ノ所 要少ナカリシニ由ル
歲出 雜支出	九〇〇〇				九〇〇〇〇	九〇〇〇〇	九〇〇〇〇			

陪審員名簿調製費	二六、九二	名簿調製費	土地賃貸
土地賃貸價格調查委員選舉費	一、二六四	價格調查委員選舉費	ハ少ナカリシモ米價
借地料	一〇六、〇八	騰貴ノタメ借地料多	カリシト訴訟用務ノ
無緣塔供養料	五、〇〇	タメ雜費ノ支出多カ	リシトニ由ル
雜費	二六、六二		

[illegible][illegible]

[illegible]

	住宅建築費ニ充當
一五、三九、五ノ内	
二、〇四〇、〇七	住宅組合資金貸付
費ニ充當	
三、〇〇〇、〇〇ノ内	
一、五〇〇、〇〇	尋常小學校移轉改
築費ニ充當	
二、〇〇〇、〇〇ノ内	
八、三九、三〇	小學校三校増築費ニ充
當	
四、一六〇、〇〇ノ内	
七、三九〇、三五	八坂尋常小學校改築費
ニ充當	
七、四五、〇〇ノ内	
一〇、四三〇、二	松山高等小學校改築費
ニ充當	
二、四、五〇〇、〇〇ノ内	
二、一二、七二	塵芥焼却場改築費ニ充
當	
三、六〇〇、〇〇ノ内	
四、五五、八七	時局匡救事業市道新築
及改築費ニ充當	
三、五四、〇〇ノ内	
二、三一、〇〇	味酒尋常小學校災
害復舊費ニ充當	
二、三、九〇〇、〇〇ノ内	
一〇、五六、六六	尋常小學校一校建
築費ニ充當	
二、六〇〇、〇〇ノ内	
一、八八五、四〇	時局匡救市道新築
及改築費ニ充當	
三、五〇、〇〇ノ内	
四三、八八	

尋常小學校一校改 築費ニ充當 二六、〇〇〇、〇〇ノ利子	時局匡救事業市道 新築及改築費ニ充 當二、八三、四ノ利子	應急事業市道新設 費ニ充當 三、八三、〇〇ノ利子	松山市役所營繕費ニ充 當 三三、〇〇〇、〇〇ノ利子	素鷺尋常小學校改 築費ニ充當 二六、五〇〇、〇〇ノ利子	新玉小學校營繕費ニ充 當 一八五、〇〇〇、〇〇ノ利子	年分及一五、〇〇〇、〇〇 ノ分 二六七、〇〇〇、〇〇	道路費寄附金ニ充 當 四五、〇〇〇、〇〇ノ利子	傳染病院増築費ニ充當 一〇、〇〇〇、〇〇ノ利子	一時借入金 四〇〇、〇〇〇、〇〇ノ利子	都市計畫及土木事 業ニ充當 六、〇〇〇、〇〇ノ利子	六ヶ月分 〇
-----------------------------------	------------------------------------	--------------------------------	---------------------------------	-----------------------------------	----------------------------------	----------------------------------	-------------------------------	----------------------------	------------------------	---------------------------------	-----------

[illegible]

[illegible]

科 目		決 算 額	種 目	豫 算 額	初 追 加 更 正 額	計 額	豫 算 決 定 後 増 加 額	流 用 額	現 象 額	支 出 額	翌 年 度 追 加 算 額	不 用 額	附 記	備 考
款 項				豫 算 額	初 追 加 更 正 額	計 額	前 年 度 繰 越 費 支 出 額	△ 増 減 額						
	八 役 轉 費 所	三〇六三七		二八〇	二五〇	二八〇	二六三七		三〇六三七	三〇六三七				
	一 役 轉 費 所	三〇六三七		二八〇	二五〇	二八〇	二六三七		三〇六三七	三〇六三七				
			五 會 消 防 協 費 寄 附		二五〇	二五〇			二五〇〇〇	二五〇〇〇				
			四 寄 治 水 費 附		一〇七	一〇七			一〇七〇〇	一〇七〇〇				
			三 敷 招 魂 社 寄 附	四、五〇〇		四、五〇〇			四、五〇〇〇〇	四、五〇〇〇〇			愛媛招魂社へ寄附	
			二 業 費 寄 附	一〇〇		一〇〇			一〇〇〇〇	七〇〇〇		三〇〇〇	愛媛縣社會事業協分擔割當少ナカリシ會へ寄附 七〇、〇〇ニ由ル	
			一 役 轉 費 所	二八〇		二八〇	二六三七		三〇六三七	三〇六三七			市役所移轉諸費	諸雜費ノ所要多カリシニ由ル
九 増 染 病 院 費	九、二八八〇			一〇、一六〇		一〇、一六〇			一〇、一六〇〇〇	九、二八八〇		九三二二〇		
一 建 築 費	九、二八八〇			一〇、一六〇		一〇、一六〇			一〇、一六〇〇〇	九、二八八〇		九三二二〇		

[illegible][illegible]

科 目	決 算	決 算 額	種 目	豫 算		決 算 額	豫 算 決定後増加額	増減 △印減	現 象	支 出	明 細	附 記	備 考
				初 算	追加更正 額								
款	項	決算額	種目	豫算額	追加更正額	計	豫算決定後増加額	増減△印減	現象額	支出額	明細	附記	備考
			二需用費		一、四八八	一、四八八			一、四八八〇〇	三六七〇	一、一〇三〇	備品消耗品費	主トシテ備品ノ價格ニ由ル
			三工事費		三、〇七五二、〇七五				三、〇七五〇〇四、九三〇八		六、〇八九二	工事費	請負額低廉ナルモノアリシニ由ル
			四雜費		一、〇四八	一、〇四八			一、〇四八〇〇	四八五六八	五三三	諸雜費	雜品ノ所要少ナカリシニ由ル
二六公	園費	二〇、八九九〇			二〇、四九二〇、四九二				二〇、八九九〇二〇、八九九〇				
一國寶建造	物修理費	二〇、八九九〇			二〇、四九二〇、四九二				二〇、八九九〇二〇、八九九〇				第二目ヘ流用材料低廉ナルモノアリシニ由ル
			一工事費		二六、三八二六、三八二			△	七四八三六二五、四七六四一五、四七六四			乾門筒井門其他工事費	
			二雜給		三、四八〇	三、四八〇			四、六八九〇〇	四、六八九〇〇		工事監督現場主任及助手諸給	第一目ヨリ流用主任及助手ノ給與額多カリシニ由ル
			三事務費		四二	四二			六七二六	六七二六		需用費其他	所要多カリシニ由ル
臨時部計	三六〇、三三〇五			四〇七、六二五	一、四四、五五〇	五五、一〇七二	〇四八九七	七二七二七	五七五、八三七二四	三六〇、二二二〇五	二〇九、三七〇〇	二〇六、二七九一九	

歳出合計	八四、八五三三	九九、一五、一〇七五、二三、六八二〇四八九七	〇	一、〇九八、八六四、八五五二三	一〇九、三七〇〇	二四、五八七四	
------	---------	------------------------	---	-----------------	----------	---------	--

歳入出差引殘金拾壹萬七千五百參拾六圓七拾九錢也

右之通り相違無之候也

昭和十三年六月三十日

松山市長井上久吉殿
松山市收入役 黒田政一

昭和十二年陸軍省印刷局印刷

昭和十二年度松山市特別會計公益質屋事業費歲入歲出決算書

—

右之通り相違無之候也

昭和十三年六月三十日

松山市長井上久吉殿

松山市長井上久吉殿

松山市収入役

黑田政

昭和十二年
度松山市特別會計

軍人慰問並遺家族賑恤費歲入歲出決算書

歲入

歲出

歲入決算高	歲出決算高
-------	-------

歲入出差引

翌年度へ繰越

歲入

（備考欄説明ハ豫算ニ對スル收入又ハ支出ノ増減事由ナリトス）

[illegible]

歳出

科目	款項	決算		種目	決算		計額	決算		増減	現像	支濟	不用	附記	備考
		額	算		額	算		額	算						
	一慰問賑恤費	七、六八七〇			八、〇〇〇		八、〇〇〇				八、〇〇〇	七、六八七〇	三二一三〇		
	一恤諸問費賑	七、六八七〇			八、〇〇〇		八、〇〇〇				八、〇〇〇	七、六八七〇	三二一三〇		
	一恤諸問費賑			一恤諸問費賑	八、〇〇〇		八、〇〇〇				八、〇〇〇	七、六八七〇	三二一三〇	事務費、慰問、軍人葬儀、軍人遺族扶助賑恤費、軍人慰問、全葬儀費ハ多カリシモ其他ノ諸費ハ少ナカリシニ由ル	
歳出合計		七、六八七〇			八、〇〇〇		八、〇〇〇				八、〇〇〇	七、六八七〇	三二一三〇		

歳入出差引殘金貳萬九千九百六拾七圓四拾八錢也

右之通り相違無之候也

昭和十三年六月三十日

松山市收入役 黒田政一

松山市長井上久吉殿

昭和十三年六月三十日

昭和十二年度松山市特別會計上水道費歲入歲出決算書

松山市長井上久吉殿

政

歲入

歲出

一金參拾圓貳拾五錢也

歲入出差引

殘金四萬四千九百六拾九圓七拾五錢也

歲入決算高

歲出決算高

翌年度へ繰越高

昭和十二年度松山市特別會計上水道費歲入歲出決算

歲入

（備考欄説明ハ豫算ニ對スル收入）
又ハ支出ノ増減事由ナリトス

[illegible]

[illegible]

歲出

[illegible]

科目	款項	決算額	種目	豫算		計額	決算		附記	備考
				當年度	追加更正		後年度	繰越額		
	二工事費	〇	三需用費	七、六五二	△六、〇四九	一、六〇三		一、六〇三	備品費 電話及電燈費 通信運搬費 圖書印刷費 雜費	同前
				五四九、四九	△五〇五、四三、七八八	四三、六四二		四三、六四二	二六、八〇	
			一用地費	一九、〇〇一	△一四、九四二	四、〇六二		四、〇六二	用地買收費 借地及補償費	同前
			二地水費	八、八〇〇	△四七、二二〇	三九、五八〇		三九、五八〇	集水井及接合井築造費 水唧筒井築造費 水源地敷地築造費 護岸及防水工事費 集水管及連絡管理費	同前
			三管送費	六、六〇〇	△六六、六〇〇	〇		〇		
			四場淨水費	三、二〇〇	△六三、二〇〇	〇		〇		

五配水費	二〇六、 六四九	△二〇六、 六四九	〇																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																									
------	-------------	--------------	---	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

款項	科目	決算額	種目	當 算 目 決 算 額	豫 算 額	決算	決算
				初追加更正			
				計			
				後增加額	豫算決定		
				増減額	流用		
				現像	算		
				額算			
				濟支			
				額出			
				翌年度繰越額	翌年度追	說	
				不用額			
				附			
				記			
				備			
				考			

[illegible]

歲入出差引殘金四萬四千九百六拾九圓七拾五錢也

右之通り相違無之候也

昭和十三年六月三十日

松山市收入役 黒田 政

松山市長井上久吉殿

